



九州ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和 8 年 2 月 10 日

令和 7 年 3 月 10 日にお知らせした以下の九州ブロックの審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)については、その後、検討を重ねた結果、審査上の全国統一取決として一義的に取りまとめるべきものではなく、個々の診療報酬明細書の記載内容に応じ審査判断されるものとして、当ブロックにおける審査上の取扱いとしては削除することとなりましたのでお知らせします。

(※) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

【九州ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	開放創のない整形外科手術後の抗生素投与期間は、原則3日間は認められる。	開放創のない整形外科手術後の抗生素投与期間は、術後感染予防抗菌薬適正使用のガイドラインより術後3日間の投与は認められると判断した。	削除 (適用診療月:令和 8 年 5 月診療分)
2	乾性角結膜炎及びシエーグレン症候群の病名がなく、ドライアイに対する涙点プラグ挿入術、涙点閉鎖術の算定は、原則として認められる。	乾性角結膜炎とドライアイは、ほぼ同義であることから、原則として認められると判断した。	削除 (適用診療月:令和 8 年 5 月診療分)

本件に関する問合せ先

九州審査事務センター

No.1に関して

外科・混合審査室外科審査課 (TEL:092-233-6826) 鶴田

No.2に関して

外科・混合審査室小児・産婦人科審査課 (TEL:092-688-8462) 吉田